

## 令和6年涌谷町議会定例会3月会議（第9日）

令和5年3月15日（金曜日）

議事日程（第5号）

### 1. 開 議

#### 1. 議事日程の報告

1. 議案第29号 令和6年度涌谷町一般会計予算

1. 議案第30号 令和6年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計予算

1. 議案第31号 令和6年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計予算

1. 議案第32号 令和6年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計予算

1. 議案第33号 令和6年度涌谷町水道事業会計予算

1. 議案第34号 令和6年度涌谷町下水道事業会計予算

1. 議案第35号 令和6年度涌谷町国民健康保険病院事業会計予算

1. 議案第36号 令和6年度涌谷町老人保健施設事業会計予算

1. 議案第37号 令和6年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算

1. 議案第38号 令和5年度涌谷町一般会計補正予算（第10号）

1. 議案第39号 令和6年度涌谷町一般会計補正予算（第1号）

1. 議案第1号 涌谷町議会委員会条例の一部を改正する条例の提出について

1. 請願・陳情

1. 休会について

1. 散 会

午後1時開会

出席議員（12名）

1番	一 條 裕太郎 君	2番	二 上 光 子 君
3番	黒 澤 朗 君	4番	佐々木 敏 雄 君
5番	佐々木 みさ子 君	6番	稲 葉 定 君
7番	只 野 順 君	8番	後 藤 洋 一 君
9番	伊 藤 雅 一 君	10番	杉 浦 謙 一 君
11番	門 田 善 則 君	13番	大 泉 治 君

欠席議員（1名）

12番 竹 中 弘 光 君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠 藤 積 雄 君	総 務 課 長 参 事 兼 課 長	高 橋 貢 君
総務課副参事兼 新型コロナウイルス感染症対策室長	徳 山 裕 行 君	企 画 財 政 課 長 参 事 兼 課 長	大 崎 俊 一 君
まちづくり推進課長	熱 海 潤 君	税 務 課 長 参 事 兼 課 長	紺 野 哲 君
町 民 生 活 課 長 参 事 兼 課 長	今 野 優 子 君	町民医療福祉副センター長 兼国民健康保険病院 総務管理課参事兼課長	木 村 智香子 君
福 祉 課 長	鈴 木 久美子 君	福 祉 課 長 子 育 て 支 援 室 長	佐 藤 明 美 君
健 康 課 長	木 村 治 君	農 林 振 興 課 長	三 浦 靖 幸 君
建設課参事兼課長	小 野 伸 二 君	上 下 水 道 課 長	岩 淵 明 君
会計管理者兼会計課長	久 道 正 恵 君	農 業 委 員 会 会 長	日 野 善 勝 君
農業委員会事務局長	荒 木 達 也 君	教 育 委 員 会 教 育 長	柴 有 司 君
教育総務課長兼 給食センター所長	内 藤 亮 君	生 涯 学 習 課 長	阿 部 雅 裕 君
代 表 監 査 委 員	城 口 貴志生 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	渡 邊 千 春	総 務 班 長	金 山 みどり
---------	---------	---------	---------

(午後1時)

○議長(大泉 治君) 皆さん、おはようございます。

本日もよろしくお願ひ申し上げます。

予算審査特別委員会の審議、大変ご苦労さまでございました。

特に、門田委員長には適切な采配で審議を終了させていただきましたこと、心より感謝申し上げます。

ここで、開会前にお知らせしておきます。12番竹中弘光副議長から欠席の届出が出ております。

---

◇

◎開議の宣告

○議長(大泉 治君) ただいまより本会議を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

---

◇

◎議事日程の報告

○議長(大泉 治君) 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりでございますが、議案第38号と議案第39号については追加で提出されましたので日程に追加しております。

日程に入ります。

---

◇

◎議案第29号から議案第37号までの予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(大泉 治君) 日程第1、議案第29号 令和6年度涌谷町一般会計予算から日程第9、議案第37号 令和6年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算までの9件を一括議題といたします。

ここで、予算審査特別委員会委員長より申し送りがございました件につきまして、町長から別紙のとおり議案第33号の訂正の申出がありました。

お諮りいたします。訂正を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(大泉 治君) 異議なしと認め、訂正を許可いたします。

町長。(「これでいいんです」の声あり) すみません。別紙のとおりでございますので、町長からわざわざお話しいただくことはございません。

それでは、予算審査特別委員会門田委員長から審査結果の報告を求めます。11番門田善則君。

○予算審査特別委員会委員長(門田善則君) それでは、審査の結果の報告をいたします。

予算審査特別委員会に付託されました議案第29号 令和6年度涌谷町一般会計予算から議案第37号 令和6年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算まで9件を審査いたしました。いずれも原案のとおり可決すべきものと決しましたので、議事録を添えて報告いたします。

以上でございます。

○議長（大泉 治君） 以上で、審査結果の報告は終了しました。

ただいまの予算審査特別委員会門田委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、各会計ごとの討論は既に予算審査特別委員会で行っておりますので、一括討論といたします。討論ございませんか。8番後藤洋一君（「賛成です」の声あり）、6番稲葉 定君（「反対です」の声あり）

それでは、6番稲葉 定君、反対討論をお願い申し上げます。

○6番（稲葉 定君） それでは、反対討論を申し上げます。

委員会審議でも述べましたけれども、改めて反対討論をいたします。

涌谷町地域振興公社への貸付金の処理は、担当課が幾ら弁明をしてもこれまでの経緯が全てであって信用はできません。事故の損害賠償金を町が肩代わりしたり赤字の補填を無制限に町にすがったりの繰り返しだったではございませんか。今後立て直すといっても誰がその責任を持つのか、これまでの責任を誰がどのように取ったのか。

この間の令和5年一般会計補正では、担当課、町長が一定の謝罪をしたと思いますが、経営責任を持っていたこれまでの理事長や町の執行者が責任を取るべきではございますのに、この場にはいません。責任を明らかにしてその上で新しい法人での再出発もしない限り、何度も同じ轍を踏むことになるでしょう。現執行者は、それを踏まえて厳格な処理をしなければなりません。

議会も、執行者に対するチェック機能を最大限に発揮していかなければなりません。今後もしっかりと推移を見ていきます。反対することで、それを関係者へのメッセージとしたいと思います。変わらなければ、首長も議会も存在意義すら否定されるおそれがございます。

また、放射性廃棄物の焼却でございますが、公表の要求をことごとくはねつけて秘密裏に処理する計画でございますが、自分の町から邪魔者である汚染稲わらをよそに移せばよいという身勝手なやり方を賛成することはできません。早く処理したいのは私がかねてからの希望でありましたが、まさかの県外焼却、しかもその安全や焼却灰の確実な処理方法またその時々への信頼の担保された放射能測定など、非公表では何も検証できません。

環境省は、福島を除染でも汚染水の放出でも、住民の嫌がることを積極的に行う省としての認識がますます高まりました。今回のこの事業も環境省の指示に従ったのでしようが、地方自治体であっても受け入れられないこともあるのだと拒否することもあっていいことだと思います。悪魔に魂を売ったと評価してしまうのは私だけでしょうか。秘密のうちに事業を進めていくことが常態化すれば、かの国と同じことになります。決して考えすぎでないことは、今中央政府のことを見てもそう思います。政府の都合だけで住民の不安をじゅうりんす

る強硬策は、私一人でも意地でも反発いたします。

私は、この2点が予算案にのっていることが受け入れられません。よって反対するものでございます。

以上です。

○議長（大泉 治君） 8番、賛成討論、後藤洋一君。

○8番（後藤洋一君） おはようございます。

それでは、8番後藤洋一、賛成討論をいたします。

一般会計の予算について賛成討論をいたします。

まず初めに、町長はじめ全職員、そして議会の皆様、この6年度の予算編成に当たりこれまでの約5年間の長い厳しい環境の中で行政運営、そしてまた町長にはそのかじ取り役として予算編成に当たって進めてきたことに対して高く評価するものであります。

特に、令和6年度の予算編成に当たっては、昨年11月、厳しい環境の中での財政の非常事態宣言を解除、財政の立て直しを進めてきたこと、これは令和6年度の予算書においても着実に成果が現れているところであります。特に、一般会計の歳入においては、一般会計の税収の中での歳入、物価高騰による景気の低迷等厳しい経済環境の中での一定の税収を見込んだことは、私は、特にこの町財政収入は町の一般財源の柱でもあります。このことについても職員の皆様の努力のたまものであると思っているところであります。

また、新たに第5次涌谷町総合計画基本計画に基づき組織改革によって産業振興課を設立、その中で農、商、工の連携により一体的な振興を図ること、そのこと自体が地域産業振興に大きな効果を期待されると思えます。

また、そうした予算書の中で、議員の中からも提案されましたが、役場新庁舎の建設の基金について提案されたこと、これは大変今後私は意義深いものと考えているところでございます。職場環境が大変改善する、これからどんどん改善する中でのこういった提案をさせることは、まず一にも前進することが肝要と考えます。

以上をもって一般会計予算について賛成いたします。

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたしますが、議長において、6番の悪魔に魂を売ったと発言した言葉は適切な言葉ではないという思いがしておりますので、6番さん、この点について発言の取消しなどを考える余地はございませんか。

○6番（稲葉 定君） それは表現のことであり、誰かを傷つけることでもないし、参与席のどなたのことも傷つけることではなくて、一連の言葉の中の表現でありますので削除とかそのつもりはございません。普通の一般的な表現だと思います。

以上です。

○議長（大泉 治君） ただいま傷つけることはないと言ったが、相手があつての言葉ですのではっきり誰だということまでははっきりわかるような表現だったと思います。本人が取り消す意思がなければそれで結構だと思います。

ただ、議長においては適切ではないのかなという思いがございましたので、ご注意申し上げました。

以上で、これにて討論は終結いたします。

これより議案第29号 令和6年度涌谷町一般会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大泉 治君） 起立多数であります。よって、議案第29号 令和6年度涌谷町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 令和6年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第30号 令和6年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 令和6年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第31号 令和6年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 令和6年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第32号 令和6年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 令和6年度涌谷町水道事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第33号 令和6年度涌谷町水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 令和6年度涌谷町下水道事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第34号 令和6年度涌谷町下水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 令和6年度涌谷町国民健康保険病院事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第35号 令和6年度涌谷町国民健康保険病院事業会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 令和6年度涌谷町老人保健施設事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第36号 令和6年度涌谷町老人保健施設事業会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 令和6年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第37号 令和6年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第10、議案第38号 令和5年度涌谷町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） それでは、議案第38号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ679万1,000円を増額し、総額を84億6,567万4,000円にいたすものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では、歳出の財源といたしまして財政調整基金繰入れを増額いたし、歳出では、民生費におきましてこれまで消費税の非課税対象事業として社会福祉法人に委託し実施してまいりました障害者相談支援事業及び基幹相談支援事業について、こども家庭庁及び厚生労働省からの通知により調査した結果、課税対象事業であったことが判明しました。このため、令和5年度事業に係る消費税相当額の不足分に加え、事業所において過去5年の消費税申告及び納税が必要になるため、未払い分の消費税相当額を計上いたすものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎 俊一君） それでは、議案第38号 令和5年度涌谷町一般会計補正予算（第10号）になります。

予算書6ページ、7ページをお開きください。

歳入になります。

20款2項1目1節①財政調整基金繰入金679万1,000円の増は、歳入歳出の財源調整を行うものでございます。

補正後の財政調整基金の残高は、15億1,210万5,000円になります。

次に、歳出になります。

8ページ、9ページをお開きください。

終わります。

○議長（大泉 治君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木久美子君） それでは、歳出でございます。

3 款民生費 1 項 4 目障害者福祉費679万1,000円の増額につきましては、先ほど町長が申しあげましたとおり障害者相談支援事業等に係る消費税についての補正でございます。社会福祉法人共生の森へ委託して実施している障害者相談支援事業及び基幹相談支援センター事業の二つの事業につきましては、当町及び受託法人双方においてこれまで消費税は非課税の認識の下、業務を実施してまいりました。今般、当該事業については、消費税の課税事業であることが国から示されたことに伴い、委託事業者が5年間遡及して消費税を支払う必要が生じたことから、平成30年度から令和4年度までの消費税相当額に令和5年度分を合わせ受託法人へ支払うものでございます。

議案書をご覧ください。

細目7地域生活支援費12節①障害者相談支援事業委託料83万8,000円の増額は、令和5年度の事業に係る消費税相当額でございます。21節①障害者相談支援事業等消費税補償金541万6,000円の増額につきましては、平成30年度から令和4年度の事業に係る消費税相当額などを見込み計上しております。

細目8重層的支援体制整備事業費12節①基幹相談支援センター事業委託料53万7,000円の増額につきましては、令和5年度の事業に係る消費税相当額でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 今聴きましたら共生の森で消費税を払う必要が出てきたという説明ですけれども、共生の森に委託していて消費税を払わなかったのは町ですよ。町が払っていない、だから共生の森は申告する必要がないということで申告しなかったわけですよ。ということでしょう。だから、そうであれば消費税はまだ確定はしないし消費税はないんですよ、まだ。額が分からないということになると思うんです。ただ、今回のせるのは、委託料に消費税が入っていなかったなのでその分を共生の森に支払うんだという説明でないとつじつまが合わないと思うんですけれども。それで、補償、補填とあるんですけれども、これはもともと消費税が確定してもし追徴金とか延滞金とかがあればこういう支払いをするかどうかは後の考え方だと思うんですけれども、そこはちょっと違うんじゃないのか、説明が違うと思うんですけれどもいかななものですかね。どなたか税に詳しい方がいらっしゃれば。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 毅君） これは、認識がなかったので委託事業費そのものの中に内税という形の中で入っているということでございました。ですから、その内税の部分を表に出して、いわゆる消費税として業者が、共生の森ではそういう事業者と言われるのが非常に不本意で、慈善ボランティア的な形で取り組んでいる中で事業としての消費税を取られるというのは不本意ということではありましたが、いずれにしてもその事業は内税の中で支払っていると。ですから、その内税を表に出して消費税を払ってくださいということでもありますけれども、それはそれが認識していればの話ではありますが、認識できなかったのものでそのまま消費税込み込みの事業を

していると。ただ、これから心配されるのはいわゆる10%少ない事業ということになりますので、その辺は町として今の事業量を見ながら慎重に配慮しなければならないなど、そのように思っています。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 内税であれば当然町から消費税分を払う必要はないわけですよね。それを払うということはおかしいことであって、とにかくその共生の森は関係なくして町で今まで払うべき消費税を払っていないから払うんだと、共生の森は考えないでそういうことで払うんだよという説明であれば分かりますけれどもね。なんか内税であれば当然内税で共生の森がその内税分の消費税を申告すればいいだけの話であって、町で払う必要はないわけですよね、内税であればですよ。ただ、委託料に消費税がかかっていないのでその分を町が支払うということが正しいんだと私は思うんですけども、この間新聞にも出たんですよ、新聞にも出て払うべき820万円の消費税が未納になっていると載っていたんですけども、恐らく共生の森では消費税をもらっていないからうちのほうでは申告しなくてもいいんだということで申告していないんだと思うんですよ。だから、消費税は払ってないというよりも未申告だという捉え方でいいんだと思うんですが、そこはちょっと予算取りもおかしいし、その説明もおかしいと思うんですけども、ちょっと誤解しているんじゃないでしょうかね。どうですかね。

○議長（大泉 治君） どちらも質疑と答弁を聴いていますと、言い方は違ってもなんか同じことを言っているんじゃないかと思いますが、福祉課長が今手を挙げておりますので。福祉課長。

○福祉課長（鈴木久美子君） 今回のことに関しましては、このことについてはまずは共生の森さんと確認を行っておりますが、その事業の内容につきましては予算の内容ですかね、人件費と事業費ということで全く5年間にわたっては消費税分は含まれていないというところは確認できております。これの積算につきましては、遡及の分につきましては当時の消費税を用いまして、当時の委託料に当時の消費税率を掛けたもので積算しております。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。（「同じことを言っている」の声あり）

○4番（佐々木敏雄君） 説明では、共生の森で払うべき消費税を町が出すんだという説明でしたよね。（「違うんでない、違うんじゃないんですか」の声あり）ちょっとまだ再度なんですけれども……（「違うと思うよ、誤解してるんじゃない」の声あり）金額はいいんです、金額は問題はないんですけども、この金額というのは町が委託料に含めて払わなくちゃいけない金額だということは分かるんです。だから、そうであればこれを委託料として出せば何も問題ないと思うんですけども、この消費税の償還金とかそういう賠償金とかで入っているからおかしいんであって、それはこの次に共生の森が申告を終わって消費税額が確定するわけですよね、これが消費税額ではないですからね、申告するわけだから。（「これは5年度分で」の声あり）だから、そこで延滞金が発生するかしらないかは税務署なりが判断して出てくる金額なので、ここで賠償金とかそういうのが出てくるのはまだ早い段階だと思うんですけどもどうですかね。これは、委託料として予算計上すべきと私は思うんですけども、いかがですかね。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） 一番始めに考えていただきたいのは、この事業が消費税が含まれ、そしてそれに基づいて消費税が入っていますよということであれば、共生の森では消費税相当分を当然引きながらあるいは後で出す

にしてもこういったことは起きなかったんです。ですから、国からの通達というのが非常に曖昧で、それでこれは福祉事業だから消費税というものになじまないし、それがないという認識でこれだけの事業でお願いしますということで委託しているということです。だから、受ける共生の森にしても出す町にしても、消費税が発生するという認識が全くなかったというのが一番の根本でございます。ですから、今後同じ事業をするにしても消費税が入っていますよということになると、その消費税を支払った残りの事業量ということになりますけれども、これは申し訳ないんですが国に盾突くわけではないですけれども、はっきりと最初から消費税が入っていますよと言えば、共生の森さんなりそのほかのところに消費税が入っていますからねということでその部分はほかの事業から抜き出して消費税を計算して納税するというようになったんですけれども、町としてもそれから受ける事業者も消費税という認識がなかったと。それが後からありますよというのでほかの自治体と同様にまず取りあえず、何を言っても法は法ですから消費税相当を計算して、これは税務署からの指摘もございますので支払わなければならないというそういうことでございます。ですから、最初から消費税というものが発生する、あるいは中に発生していますよということが今まで認識が全くなかったと。ですから後から慌てて消費税を支払わなければならないという、今回の状況でございます。

この問題は全国的にどんどん広がっているというのは、あまりにもこの部分は消費税が発生しますよというのが、やはり特に福祉事業でございますのでしっかりと国のほうで指摘していただければ、なかなか難しいところがあったのではないのかなと、そのように思っております。ですから、質問者は通常でなくて町と事業者が今までどおり消費税が発生しない事業ですよという認識だったんですが、障害者支援法というものが出来てから消費税が発生するようになったようでございますので、そういったような認識が町としてもそれからそれを受ける事業者としてもなかったと、それが大きな問題でございました。まあ、法は法ですので消費税は改めて計算して支払う、税務署の指導に従って支払うということになりますけれども、こういったようなことは今後は見極めをしっかりとしながら事業を進めなければならないという反省は残っております。（「私、消費税がかからないのに払うのかみたいな感じで言っているんじゃないかと、当然役務の提供だから消費税がかかるのは当然知っていて話をしているんです。それは全然いいですよ、消費税を払うのは……」の声あり）

○議長（大泉 治君） 4番さん。議長を通してもう3回既に終わっておりますが、私、ここで聴いていてちょっと誤解があるのではないかと、全員協議会での説明の中でここに上げております項目、①の委託料に関しては令和5年度分、去年度分ということでございます。それから21の部分については平成30年から令和4年度までの過年度分の委託料、これらの部分についてその補償金という項目の中で提案されておるということでございます。それから、細目の12の委託料についても、これらについても令和5年度分の委託料ということで、過年度分とそれからまだ令和5年度事業会計内の中身で内容は一緒でございますが項目の名称が違っていると説明を受けておりますので、質問者が考えているとおりの説明がなされたものと思っておりますが、それでよろしいですか。（「いいですか」の声あり）じゃあ、もう一回だけ。（「もう一回」の声あり）もう一回だけ許可します。

○4番（佐々木敏雄君） 内容は聞いていましたけれども、全協でも聴いていましたけれども、ただ町から払う消費税分、結局共生の森に払う消費税分は委託料の分の消費税なので、当然委託料として払うべきものだと私は思うんですよ。補填するわけでもなく、委託料に消費税が足りなかった分ですから。だから……（「だから

委託料で出ておりますし、過年度分については……」の声あり) 過年度分にあたって委託料でしょう。委託料が不足していたということですからね。(「それは項目的には、だから……私が言う話じゃないです、すみません」の声あり) 議決要件じゃないからどうしてもよさそうなものですが、

○議長(大泉 治君) 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長(大崎俊一君) その件について私からお答えさせていただきます。

過年度分の委託につきましては、もう委託業務として完結しているのだから、今から契約変更して委託費の増額をするというのはそぐわないということで過年度分には補償として見るという結論で、補償補填及び賠償金となっておりますけれども補償という意味合いで今回予算計上をさせていただいております。(「了解」の声あり)

○議長(大泉 治君) 11番門田善則君。

○11番(門田善則君) この内容については、私は特に問題視はしておりません。特に問題なのは、自治体の中でもその国からの通達をきちんと理解し受け止め消費税を払っている自治体もあるわけですね。ところが、浦谷町もしくは近くの町なんかはそういう受け止め方をしないで払っていなかったということです。そこで私思ったんですけれども、国の通達があった場合、その解釈の仕方によってはそういう問題も出てくるわけですが、その通達を誰が見て誰がどういうふう判断して予算に計上したりするのかなということがちょっと、もう私も議員を長くやってもそういうことにちょっと不思議に思ったものですから、要はその言葉の解釈、文章の解釈によって起こり得る問題だと私は思います。だから、これがいい機会だなということで、仮に企画財政課にあってもいろいろな部署にあっても国からの通達は必ずあるわけですね。それを今回は、要はうちとしての理解としてはそういう必要がなかったと思ったから払ってなかったと。ところが、ほかの市町村の大きな町でも払っているところでは払っているわけですよ。だから、そういったことを踏まえると、その通達を誰が最終的にこれには消費税がかかる、かからないも含めて判断、課としてはしているのか、その辺のいきさつというのがちょっと分からないんだけど、もし分かるのであれば福祉課長にお答え願いたいですけれどもいかがですか。

○議長(大泉 治君) 福祉課長。

○福祉課長(鈴木久美子君) まずは今回の国からの通知でございますが、令和5年10月4日、こども家庭庁それから厚生労働省通知ということで入っていたものでございました。最後には、市町村におかれてはご了知の上、委託先の事業者に対する周知徹底をお願いしますと結ばれておりましたので、まず自治体においては委託業者にきちんとお話をすべきだったと思います。

あと、課内では、まず担当も文書を見ますけれども、最終的には課長の責任をもって対応すべき事案だったと考えております。

○議長(大泉 治君) 11番門田善則君。

○11番(門田善則君) この件については課長まで行って判断したということで解釈でよろしいんですか。(「はい」の声あり)

そういったことで、二度と繰り返してほしくないから改めてお話ししたわけですが、これは福祉課だけの問題じゃなくて各課においても国の通達は必ずあるわけですから、それが担当者レベルだけで判断す

るものなのか、課長まで行って判断するものなのかということが私は重要な問題だと思います。だから、今後についてはやっぱり総務課長以下通達を各課に出して、文章の判断がつかない場合には上司のあれを仰ぎなさいとかそういう言葉を入れた各課に課長会議等で周知するべきだと思いますが、総務課長、いかがですか、その辺は。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 様々な国の通知が来ます。当然、その担当あるいはその班内でもむべきところ、確認をするところがございます。今ありましたように、間違った解釈にならないようにということもございますので、改めて庁内に周知したいと思っております。（「了解」の声あり）

○議長（大泉 治君） ほかにございませんか。町長。

○町長（遠藤 稔君） このことに関しましては、こういったようなことをすると私の立場からすると非常に悔しいですね。ですから、こういう間違いはあってほしくないんですけども、ただ福祉事業というのは消費税はなじまないという観念が頭にあってですね、ですからそういったようなことで理解する上で読解力が低下してしまったというのものもある。ですから、いわゆるもともと例えばピンク色の形をしたのを赤くされてもちょっと紛らわしい、同じ色をして分からないということもあったのかなと思いますけれども、ただ結果としてこのような状況が発生したというのはいかに、ほとんどの自治体でこうであったといいながらも浦谷町だけは間違いなかったというような形にしなければならないと、そのように思っております。

○議長（大泉 治君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第38号 令和5年度浦谷町一般会計補正予算（第10号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第38号 令和5年度浦谷町一般会計補正予算（第10号）は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第11、議案第39号 令和6年度浦谷町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第39号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ394万円を増額し、総額を74億2,123万5,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では、歳出の財源といたしまして財政調整基金繰入を増額いたし、歳出では、総務費におきまして職員の働き方改革の一環といたしまして土日、祝祭日等の閉庁時に職員で対応してきた日直業務を民間委託にするため費用を計上するほか、選挙管理委員会経費について計上漏れにより補正をいたすものでございます。

民生費におきましては、先ほど令和5年度補正でご説明いたしました障害者相談支援事業及び基幹相談支援事業について、令和6年度事業に係る消費税相当額の不足分について増額いたすものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） それでは、議案第39号 令和6年度涌谷町一般会計補正予算（第1号）でございます。

補正予算書の12ページ、13ページをお開き願います。

人件費となります。12ページ、給与費明細書、1、特別職でございます。下段の比較の欄をご覧いただければと思います。比較の欄で、その他特別職で4人の増、計4人の増となっているところでございます。こちらにつきましては、報酬におきましては同じく13万4,000円の増額となっております。いずれも今回選挙管理委員会の委員に係るものでございます。こちらにつきましては、本来当初予算において計上すべきものでございますが、計上漏れとなったことにより、改めて計上させていただくものでございます。申し訳ございませんでした。

13ページでございます。

こちら、2、一般職でございます。ここでは正職員と会計年度任用職員を合わせましたものとなっておりますので、次のページ、14ページ、15ページをお開きください。

14ページ、ア、会計年度任用職員以外の職員でございます。正職員のものになります。こちら、職員手当等で80万円の減額となるものでございます。内訳といたしましては、下の下段の欄となります、職員手当の内訳をご覧ください。宿日直手当で80万円を減額するものでございます。

次のページ、15ページでございますが、イ、会計年度任用職員については変更ございません。

人件費につきましては、以上となります。

それでは6ページにお戻りください。歳入となります。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それでは、歳入になります。

6ページ、7ページをお開きください。

20款2項1目1節①財政調整基金繰入金394万円の増は、歳入歳出の財源調整を行うものでございます。

補正後の財政調整基金の残高は、14億9,326万5,000円になります。

次に、歳出になります。

8ページ、9ページをお開きください。

終わります。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 2款1項1目細目1職員人件費80万円の減額でございますが、宿日直手当の経費のうち業務委託した以降の宿日直手当について減額するものでございます。

現在、涌谷町におきましては、土日祝日等の閉庁日の日直業務を44歳以下の職員が当番で日直業務を行っているところでございますが、今回次の4目細目2庁舎管理経費で委託料315万7,000円で予算計上させていただいておりますが、庁舎の業務委託を行おうと、そちらに切り替えるため予算計上をさせていただくものでございます。今回、庁舎日直業務の委託を行うに当たりまして、4月、6月までは日直業務の引き継ぎを行いながら業者に委託を図っていかうとするものでございます。

続いて、4項1目細目1選挙管理委員会経費でございます。1節報酬、選挙管理委員会の報酬につきましては、今回選挙管理委員会の委員の報酬を計上させていただくものでございますが、今年度におきましては予定されている選挙はございませんが、定時登録に係ります委員会を年4回、また委員におきましては令和6年8月に任期満了を迎えることから、改選後の委員会を含めて今回5回分を計上するものとなっているものでございます。10節需用費②消耗品費1万6,000円については、所要の消耗品費を確保するものでございます。こちら、これらの選挙管理委員会に係ります経費につきましては、本来さきに可決いただきました令和6年度一般会計当初予算に計上すべきものでございましたが、計上漏れとなったため、改めて計上させていただくものでございます。申し訳ございませんでした。

○議長（大泉 治君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木久美子君） 3款民生費1項4目細目7地域生活支援費12節①障害者相談支援事業委託料85万円の増額及び細目8重層的支援体制整備事業費12節①基幹相談支援センター事業委託料56万1,000円の増額につきましては、二つの事業に係る消費税相当額を計上しております。

障害者相談支援事業等を委託する場合、自治体が支払うべき委託料には当該事業に係る消費税相当額を加えた金額を支払う必要があることから、それぞれ当初予算に加えていなかった消費税相当額を見込み、委託料として増額をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 補正でちょっと方向が外れてしまったので。新聞、河北新報にこの未納の分が出たんですけれども、その中で820万円という、全部合わせれば820万円ということになるわけですが、それが共生の森で未納だということで載っているわけですが、これは金額的にも誤りがあるものと私は思っています、これは新聞社が何か抗議か何かすべきものだと思いますけれども、その辺はどなたが新聞社にこのような……

○議長（大泉 治君） 4番さん、ただいまの質疑の内容は既に38号で全員でもって可決されておりますので、ただいま39号の6年度の補正予算の審議をしておりますので、そちらに変えていただきたいと思います。4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 河北新報に2018年から24年度に法人が支払うべき計820万円が未納という記事が載っているわけです。当然、その部分には6年度分も入っての金額でございませうけれども、先ほども言ったようにまだ申告もしていないのに820万円が未納ということはあり得ない金額だと思うんですけども。それはきちんとやっぱり共生の森が話せばいいんでしょうけれども、そういうことになったのは町が消費税分を払わない、払わないとか払う必要がないという判断で払わなかったわけですので、やはりこれはクレームか何か報道機関にすべきだと私は思いますけれども、いかにも共生の森が未納にしているんだというような表現ですけども、適切じゃないと思うんですけどもいかがですか、その辺の考えは。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 報道機関の記者の方は、当日全員協議会を多分傍聴されておまして、資料もそちらの資料をもってご判断されたのかなとは思いますが。その記載方法についてというか計算については、ちょっと記事の段階なので私どももちょっと立ち入ることができなかったということだと思います。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 総務課長は見ていないかもしれませんが、何人かが見たと思うんですけどもね。必ずしもこれは正しい報道かとなれば、誰しもが皆さんであれば、税の経験した人であればおかしいと思うのは当たり前だと思うんですけども、やはりそこはすぐに訂正なりさせるようなやり方をしないと。共生の森の評価というか評判も悪くなるんじゃないかということも思ってこういう質問をしているわけですけども、いかがでしょうかね、その辺は。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 記事を作成された報道機関にはお伝えしたいとは思っております。

○議長（大泉 治君） ほかに。11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 庁舎管理経費についてお伺いたします。

今回、日直を職員から廃止して業務を業者に委託するということですが、この業務はどういった内容の業務がその業者に委託されるのか、その内容をちょっとお知らせいただければありがたいんですが。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 現在、当町でやっております日直業務なんですけど、死亡届、婚姻届の受理のほかに広域行政事務組合が運営します葬祭場の各種申請業務、あとは日直業務としては緊急時の対応と、こういったものがメインになるところでございませう。（「火葬の受付も入りますか」の声あり）今お話ししました広域行政事務組合が運営します葬祭場の申請というところで火葬とかそういうところの利用の関係が出てきます。

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） そうすると、そんなに難しい部分はないと思うんですが、ただ前に職員が火葬の受付をしたときにトラブルがあって課長がわざわざ葬儀社に出向いて謝ったという経緯が私の耳にも入っておりますので、そういったことが仮に起こらないとも限らないので、業務に当たっての契約時の相手方に対してやっぱりきちんとした形の中で業務をしていただくためにもしっかりと打合せをしていただきたいと思いますというのが私の願いであります。そういったことについてはいかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 今回につきましては、業者選定に当たりましてその旨をはっきりと明記した上で業者選定に臨みたいと思いますし、当然引継ぎの際にはそういうミスがないようにということで、また引継ぎ期間という形でも余裕を持って対応したいと考えております。

○議長（大泉 治君） ほかに。6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 先ほどの話にちょっと戻って申し訳ないんですけども、地域生活支援費のことなんですけれども今回は消費税分として別立て、いわゆる別立てで消費税分を委託料として支払うということなんですけれども、次年度には当然内税でこの事業費を支払うことになるということになれば、共生の森とかそういったところだと今までした事業の約1割を縮めない、事業の内容を縮めない駄目だとか、そういったことで支障はないのでしょうか。1割、恐らく予算規模が小さくなるという感じになるはず、消費税分が内税なわけだから。（「事業費が決まっていない」の声あり）支障が出たりしないのかなという心配が出てくるんですが、どうでしょうか。

○議長（大泉 治君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木久美子君） 共生の森さんと事業の内容をよく相談しながら、今やっている事業がつつがなく進みますような事業規模にして、予算もそのようにして、内税であっても事業を進める上で支障がないように進めていきたいと思います。

○議長（大泉 治君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 工夫次第では、1割ですから何とかサービス低下とかにならないよということ、いろんな工夫があればもしかしたら大丈夫なのかなという気はしますので、町はそれ以上のお金を出すということを考えなくてもいいんですけども、共生の森には頑張っていていただいてこれまでどおりのサービスを維持していただくように頑張っていていただくしかないなと思います。

以上です。（「内税と決まっているわけでないべ」の声あり）

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第39号 令和6年度涌谷町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第39号 令和6年度涌谷町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開は2時10分といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

町長から先ほどの答弁について発言の訂正の申出がございましたので、これを許可いたします。町長。

○町長（遠藤 稔君） 先ほど私がこの一連の中で内税という言葉を使ってしまいましたけれども、これは外税で、外税を込み込みの中で出してしまったということなんです。それが町としても受入業者としても認識がない。特に、社会福祉法上の障害者総合支援法に関するということでもありますけれども、一般相談事業とか特定相談事業というのは第二種の社会福祉事業になるそうでございます。そういった中で、それを町が直営でやれば直接であれば課税の対象にならないけれども、それを委託事業としてするとそこに消費税が発生すると。ですから、消費税が町であればそういったようなことにならないようでありませうけれども、それを委託するとそこで消費税が発生するということでございます。ですから、私はその中に含まれていますよということだったんですが、外税が、基本的な事業とその消費税相当分と一緒に支払っていると、それで共生の森さんで町がしっかりしていればこういうことですからねと言えども何も問題なくその分を計算して消費税を支払えばこういうことはないんですが、そういったような読取りがちよっと弱かったのかなと思いますので、改めまして今後こういったようなことがないように気をつけさせていただきます。



◎議発第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第12、議発第1号 涌谷町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局職員に議案を朗読させます。事務局総務班長。

○事務局総務班長（金山みどり君） 議員提出議案の1ページをお開きください。

朗読いたします。

議発第1号

令和6年3月15日

涌谷町議会議長殿

提出者	涌谷町議会議員	門 田 善 則
賛成者	同	佐々木 みさ子
賛成者	同	只 野 順
賛成者	同	佐々木 敏 雄
賛成者	同	黒 澤 朗
賛成者	同	竹 中 弘 光

涌谷町議会委員会条例の一部を改正する条例の提出について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び涌谷町議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

(提出の理由)

「涌谷町課設置条例の一部を改正する条例」が施行されるため、これに準じ改正するものである。

以上です。

○議長(大泉 治君) 提出者の趣旨説明を求めます。11番門田善則君。

○11番(門田善則君) ただいま上程されました議発第1号 涌谷町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案の趣旨説明を申し上げます。

改正の趣旨につきましては、ただいま事務局総務班長が朗読したとおり涌谷町課設置条例等の一部改正する条例が施行されるため、準じて改正するものであります。

次のページをお開き願います。

改正の内容は、第2条第1号中の「、まちづくり推進課」を削り、「農林振興課」を「産業振興課」に改め、第2号、附則として改正後の本条例は令和6年4月1日から施行するものです。

なお、新旧対照表のアンダーラインの部分が今回の改正箇所となります。

以上でございます。

○議長(大泉 治君) 以上で提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大泉 治君) これにて質疑を終結いたします。(「今飛ばしたんですよ。第2号中の福祉課をの次に」の声あり)

訂正いたします。質疑に入ります前に、今趣旨説明の中で産業振興課に改めの次からの文言が飛んでおりましたので、もう一度この部分から説明をお願い申し上げます。

○11番(門田善則君) 俺も何となくそう思いました。すみません。

第2号中、そこから読んでよろしいでしょうか。(「はい」の声あり)

第2号中「福祉課」の次に「、子育て支援課」を加えるものです。

以上でよろしいですか。(「はい」の声あり)すみませんでした。

○議長(大泉 治君) 以上で提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大泉 治君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大泉 治君) これにて討論を終結いたします。

これより議発第1号 涌谷町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議発第1号 涌谷町議会委員会条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎請願・陳情

○議長（大泉 治君） 次に、日程第13、請願・陳情。

今期定例会において本日まで受理した請願・陳情は、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおりです。

陳情第1号 現行の健康保険証の存続を求める意見書提出のための陳情書については、配付といたしましたのでご了承願います。

---

◇

◎休会について

○議長（大泉 治君） 以上をもって、今期涌谷町議会定例会3月会議に付された事件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。本会議は、この後、明日3月16日から12月27日までの287日間を休会といたしたいと思いをいたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、明日3月16日から12月27日までの287日間を休会とすることに決しました。

---

◇

◎散会の宣告

○議長（大泉 治君） 散会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

大変皆様方にはお世話になりました。そしてまた、スムーズに議会そのものを終了させていただきましたことに感謝申し上げたいと思います。

また、今期で参与席におります小野建設課長、定年延長もごございますけれども進退はいかがなものになるかは別といたしまして、小野課長の非常に熱い思いを議会として酌んでやってもうちょっと6年度の予算に反映させてやりたかったなあという思いがございます。今後とも、どういう立場になろうとも小野課長には表からそしてまた陰から涌谷町のためにご尽力またご声援を送っていただきたいと考えておりますので、大変ご苦労さまでございました。

これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時20分